

校長	教頭	教務主任	学年主任	担任

茨城県立下館工業高等学校長 殿

■「体験活動推進日」について

茨城県では、生徒が平日に校外（家庭や地域）で、自ら体験活動を行えるようにするため、「体験活動推進日」の制度を開始します。

この制度により、生徒は、時間的な余裕をもった体験活動や、保護者等の休暇と合わせての体験活動に取り組みやすくなります。平日だからこそできる学校外での活動を計画してみてください。ぜひ、有効に活用して、自己の成長に役立てましょう。

ラーケーション（体験活動推進日）取得届

■取得する前に確認しよう

確認できたら、□にチェックを入れましょう。

- ☐ 「体験活動推進日」の意義について理解しました。
- ☐ 学校指定の方法で期限までに届け出ます。※1週間前を原則とする。
- ☐ 「体験活動推進日」の利用により、学校で受けられない授業の内容の学習方法について確認しました。
- ☐ ラーケーション（体験活動推進日）において怪我をした場合は、学校の管理下での活動ではないため、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となります。
- ☐ 今回「体験活動推進日」を（ ）日取ります。残りは（ ）日です。

■どのような体験活動を行うか考えよう

下記のとおりラーケーション（体験活動推進日）を取得しますので、お届けいたします。

令和____年____月____日（ ）～令和____年____月____日（ ）

（____日間）

体験活動場所：_____ 体験活動内容：_____

____科 ____年 ____組（ ）番 生徒氏名_____

保護者氏名_____（保護者自署）